

保険1（生命保険）問題

I. 次の語句を簡潔に説明せよ。（20点）

1. 付加保険料の考え方としての費用主義と効用主義
2. 解約控除
3. 変額保険における特別勘定の運営に関する3パーセントルール
4. 医療保険の待期間
5. 生命保険契約に係るみなし相続財産

II. 次の設問に解答せよ。（40点）

1. 共同保険式再保険について説明せよ。
2. 団体定期保険の現在の配当方式について説明せよ。
3. 個人保険における高額割引のメリット、デメリットについて説明し、その導入について簡潔に所見を述べよ。

III. 次の2問中、1問を選択し、解答せよ。（40点）

1. 喫煙、飲酒等のライフスタイルの相違を保険料率に反映させることについて所見を述べよ。
2. 営業保険料計算基礎としての予定利率設定にあたり、留意すべき事項を挙げ、所見を述べよ。

5. 法律的には相続または遺贈により取得した財産とは
いえないが、その実質はそれらと同様であり、相続税
を課税しない相続税の負担が著しく不公正となるもの
について、相続税法で「みなし相続財産」として課税
することは、

- ・被相続人の死亡により取得した保険金のうち被相続人が負担した保険料の割合に相当する部分
- ・被相続人の死亡により適格退職年金契約その他の退職給付金に関する生命保険契約に基づいて支給を受ける年金または一時金に関する権利
- ・相続開始のときにまだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の割合に相当する部分
- ・保証期間付年金保険契約の保証期間内の被相続人の死亡により給付を受け取る年金または一時金に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の割合に相当する部分

がある。

問Ⅱ

1. 共同保険式再保険は、危険保険料式などと同じ比例再保険の分野に属している。危険保険料式が死亡保障のみを対象とするのに対し、共同保険式は死亡保障だけでなく満期保障もカバーする。再保険会社は解約返戻金の元受会社への支払など、契約の一部を元受会社と同様に管理する。

再保険料は元受保険料から新契約事業費を控除した値であり、場合によっては初年度再保険料がマイナスとなり、再保険会社が元受会社の事業費超過部分を負担することもある。

新契約費を再保険会社が肩代わりしてくれるので設立間もない元受会社にはメリットがある。また、投資能力が低い元受会社は再保会社の運用力を利用できる。一方、再保会社にとっては、投資的色彩が強いので元本の回収可能性を審査する必要がある。

2. 団体定期保険の配当は、団体毎の保険金発生経験を反映させる経験料率による配当精算方式を採用しているため、団体毎の保険年度毎の収支が重要となり、個人保険の配当方式と異なり2年目配当を採用している。

配当金は(純保険料-発生保険金)×配当係数により計算される。配当係数は、経験による保険金プール費用、危険準備金積立を満たすように、また、利息による増加も考慮して被保険者数の大きさにより定められる。被保険者数が大きいほど、収支が安定しプーリング部分の割合が少なくすむため、配当係数は大きくなる。また、団体毎の収支が負の場合はそれをゼロとして計算し、損を次年度に繰り越さずに、できるだけ団体の大きさが同一のランク内でカバーする考えをとっている。

3. 高額割引のメリット・デメリットを例示すると次の通りである。

(1) メリット

- ・ 診査費用、郵税など1件当たりコストが反映でき、事業費の支出実態に即した保険料設定となるため、保険金額間の公平性が確保できる。
- ・ 営業的には高額契約に対するインセンティブとなり、募集効率の向上につながる。
- ・ 「沢山買えば割引があってもよいはずである」といった消費者の素朴な感覚にあう。

(2) デメリット

- ・ 料率体系が複雑になり、システム対応等にコストがかかりマイナス効果である。また、募集上のトラブルが発生しやすくなる。
- ・ 高額保障（≒高所得者）の優遇となり、保険の持つ相互扶助といった公共性、社会性に反する。
- ・ インフレにより全体の保険金額水準が上昇した場合には、割引価格帯を上方に変更しない限り単なる保険料割引になってしまい、保険料率低下、コスト上昇により収支が大幅に悪化する。
- ・ 貯蓄性契約等の低額契約については現行より料率が上昇し、競争力が低下する恐れがある。
- ・ 割引率等の決定において実務上の課題がある。

1件当たり費用を決定するには実際の収支を十分にコスト分析する必要がある。

高額契約と低額契約の死亡率特性が違えば、事業費面だけの割引では収支悪化を招く。

以上の点にふれたうえで、高額割引の可否、その主な理由などについて所見を述べる。

問 III

1 .

< 保険料率設定における基本的考え方 >

生命保険の契約は被保険者の持つ属性に基づいて、危険を測定しその度合に応じた保険料を設定する。生命保険の保険事故としての危険を分類する際には次のような原則を考える必要がある。

・危険の公平性が保持されること；契約者の負担する保険料は被保険者の危険度に応じた公平に設定されなければならない。ここで、死亡などの保険事故の危険度は医学的根拠や客観的事実により確認されている必要がある。また、対象となる危険によっても保険料率に違いを設けることに対する社会的容認も必要となる。すなわち、分類される危険について顧客の納得が得られなければならない。

危険均一性が保たれること；同一保険料を課す被保険者の保険事故発生率がほぼ均一となることが求められる。

・大数の法則が作用しうる程度に大きな被保険群団を形成できること；生命保険は保険事故発生率を予め予測して保険料率を設定するが、実際の保険事故が被保険群団において予測から大きく乖離することがないよう十分な契約量を確保することが必要である。保険制度は大数の法則を前提にして保険の収支相等の原則も確保される。

・保険の倫理が維持されること；保険契約の締結において、不純な動機に基づく契約が混入するなどのモラルリスクを防止しなければならない。ある危険により保険料率に差異を設けたときに、それによって逆選択を引き起こし健全な契約に不利益を与えるような事態を極力回避しなければならない。

・危険選択が簡便であること；以上のような条件を満足しても、その危険による被保険者の危険選択が困難であったり、また、危険選択に必要な以上にコストがかからないよう費用対効果の検討が必要である。

限と社米いが解
は反会欧払応理
と違保うてなす
原因務保うてなす
の義がろっ様対
の知とあ切同に
接告こでりも扱
の直にる要割て扱
のちす必してい取
唯一直否がしおた
のてを議論対におし
のを拒論対におし
ガも払いか態日こ
肺を支なたが、の
煙がれ金置した、顧
喫煙、この処置だ、思
での保険なこうの必
ての適切は、一般と
えて、全で、は、一
考らして、など、可
・納得も必要と

＜喫煙者・非喫煙者別保険料率の適用保険種類について＞

現在、世間一般では喫煙習慣の死亡率への影響か
ら、非喫煙者の保険料が安くなるとの認識である
と思われ、年金保険では死亡率の上昇が保料を
引き下げ、効果をもつと異なる。現在、商品の生
産に占め、在位を占め、喫煙との関係も慎重
に調査し、例えば、がん保険の発生率への影響に
関しては、必要がある。喫煙者・非喫煙者別の保
険料率をどの保険種類に適用するか、保険会社
の営業政策とも一致する必要がある。喫煙者・非
喫煙者別の保険料率をどの保険種類に適用する
かの理解を得られる体系が重要と思われる。

＜既契約の取扱いについて＞

喫煙者・非喫煙者別保険料率を採用する場合、公
平性の観点から現在同一の保険料率を適用して
既契約の取扱いをどうするか検討しなければなら
ない。現在の死亡率が喫煙者と非喫煙者の混合死
亡率であること、これを分離した場合、喫煙者の死
亡率は低下し、非喫煙者の死亡率は上昇する。す
なわち、現行の死亡保険においては非喫煙者から
大な、喫煙者からは過小な保険料を徴収している
ことになる。従って、公平性の実現のためには保
険料を変更するかあるいは配当による調整が必要
となる。しかし、既契約者を如何にして喫煙者と
非喫煙者に判別するかについては、新契約時以上
に大きな困難が存在すると思われる。膨大な数の
既契約者を短期間でその喫煙習慣について調査
することは現実には不可能と思われる。公平性の
観点から、全ての既契約者を短期間で調査する
ことは現実には不可能と思われる。

することは困難な面がある。一方、消費者運動などの動向を注視し、同制度導入の社会的な要請があれば対応できるよう、今後とも研究を進める必要がある。

2.

昨今の運用利回りの低下、株式含み益の急激な減少、金利動向の先行き不透明感から生命保険の予定利率のあり方が保険会社の大きな問題となったが、以下いくつかの項目を挙げ、解答例として一つの考え方を提示してみる。

< 予定利率の変遷 >

個人保険の予定利率は1985年の料率改訂における最高6.25%まで漸次引き上げられてきた。これは、戦後比較的安定した運用収益をあげることができ、資産に大きな占率を占める株式含み益の順調な増加による財政的な健全性を背景に、生命保険料の増大により大きな保障をという声にこたえ、証券投資や海外投資の増加とともに金利の変動の影響を大きく受け、生命保険会社の運用利回りの変動も激しくなってきた。そして、1990年の料率改訂において運用環境の悪化もあり、初めて予定利率の引き下げを行ない、保険期間10年以下の契約では5.75%、10年超の契約では5.5%へと変更され1992年12月現在に至っている。その後、株式市場の低迷により生命保険会社の株式含み益も急速に減少し、インカムゲインの減少をキャピタルゲインで埋め合わせという従来の対応も困難になり、財政的健全性も急速に低下した。1992年には配当基準利回り(予定利率+利差配当率)が、最高の予定利率6.25%を下回る事態となり、再び予定利率を引き下げることが検討されることとなった。

< 予定利率の保証性 >

生命保険の予定利率は、契約時に設定される契約者が支払う保険料と保険会社が保険事故発生時にあ

るいは解約時に支払う保険金あるいは解約返戻金の計算基礎として、その保険期間中において保証され、予定利率は契約の長期性から保守的に設定され、予定利率を上回る運用収益をあげた場合には、利差配当として契約者に還元されている。責任準備金を基準にして解約返戻金を算出している現行の体系では間接的に責任準備金も保証性があると考えられるが、本来的には、責任準備金は個々の契約に対する保証というより、契約群団全体に対する保険会社の支払能力確保のためのものである。保険料における保証利率とは別の次元で議論すべきものと考えられる。

< 保険期間と予定利率について >

これまでの生命保険の予定利率の保証性と運用利率の間の長期的な見込みの不安定性から短期の保険期間の契約の予定利率を高く、長期の契約の予定利率をより保守的に低く設定してきた。しかも受けて金融政策や経済環境の変動の影響をまともな短期の契金大きく変動する短期金利の動向をみると、短期の約では、現在においては、必ずしも妥当ではない。短期の金利と長期金利の将来動向を慎重に検討し、会社の投資戦略も考慮して予定利率を設定する必要がある。

また、保険期間内で予め期間を区分して異なる複数の予定利率を設定するビルトイン方式を導入することもある。これについても、各社の投資戦略、商品戦略との整合性を測りながら設定する必要がある。

< 保険種類と予定利率について >

貯蓄性商品と保障性商品では予定利率の設定の考え方も再検討が必要と思われる。保険会社の収支をみると、保障性商品は保険事故発生率により影響が大きい。対し、貯蓄性商品は運用利回りにより影響が大きい。従って、貯蓄性商品の予定利率の設定には保障性商品以上に慎重な考察が必要である。この意味でこれまでのような、保険種類に関係なく、単に保険期間のみにより予定利率を設定して

予品の商でも、個商単の場にて、留保一な
 品の商で、金融は外立態し、必要が留保一な
 性が、要態で、商品以、他業の保証権を二等
 蓄、必、他業、性、保、利、率、の、品、更、(、ユ、保
 貯、な、る、他、業、界、の、意、貯、蓄、上、業、保、の、利、率、の、商、品、型
 期、の、発、生、を、争、他、業、保、計、定、う、利、率、型
 満、が、開、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 短、の、法、を、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 の、方、法、を、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 一、部、の、方、法、を、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 例、は、定、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 的、に、例、設、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 外、例、設、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 例、外、例、設、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 式、を、高、加、味、し、わ、れ、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 方、式、を、高、加、味、し、わ、れ、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 定、利、率、特、徴、を、高、加、味、し、わ、れ、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型
 定、利、率、特、徴、を、高、加、味、し、わ、れ、る、の、な、か、で、他、業、界、を、意、貯、蓄、上、業、保、計、定、う、利、率、型

< 予 定 利 率 と 利 差 配 当 に つ い て >

有 配 当 商 品 の 予 定 利 率 は 、 保 險 会 社 が 同 業 他 社 や
 他 業 界 同 種 商 品 と の 競 争 力 を 考 慮 し な が ら 、 最 低 限
 確 保 可 能 な 運 用 利 回 り を 想 定 し て 設 定 す る 。 そ し て 、
 予 定 利 率 を 上 回 る 運 用 収 益 を 契 約 者 へ 利 差 配 当 の 公 平
 性 を 保 っ て 回 り が 一 部 の 公 平 性 に 疑 義 が 保 險 自 己 利 示 原 則
 当 回 り 、 こ ろ 一 ア と 現 公 平 性 を 考 へ て 、 予 定 利 率 を 下 回
 フ の 存 在 間 社 論 一 つ の 公 平 性 を 考 へ て 、 予 定 利 率 を 下 回
 一 つ の 公 平 性 を 考 へ て 、 予 定 利 率 を 下 回
 に わ 者 満

している現行の基礎率体系では、控除ができないうち満期を迎える可能性もある。また、現在、配当基準利回りが予定利率割れの事態にあっても、予定利率を保証していることを鑑みると、配当基準利回りが契約によらず一定であることが公平性の証であると考えられているが、これについて再度考察を加える必要があるように思われる。例えば、有配当契約と無配当契約の間の実質コストの差異、即ち、配当を差し引いた実質払込保険料との比較では無配当契約の方が大きくなっていること、あるいは、団体保険における死差配当率を団体規模別に設定していることなどの例から、危険の高い保険群団に対しては無配当とするかあるいは配当率に差異を設けて低く抑え、ある種の危険保険料を徴収しているとも考えられる。これらのことから、予定利率別の予定利率設定リスクの厳密なリスク測定が可能であるとして、予定利率別に配当基準利回りを設定することも有りうるかもしれない。

<その他>

ここでは、主として個人保険の予定利率について議論してきたが、団体保険、団体年金、財形保険といった他の保険種類の予定利率についても言及することが望ましい。